

平成 16 年度 第 9 回 規制改革・民間開放推進会議

会議終了後記者会見録

日時：平成 16 年 12 月 14 日（火）11:44 ～ 12:04

場所：永田町合同庁舎第 4 会議室

司会 大変お待たせいたしました。それでは、ただいまから、第 9 回「規制改革・民間開放推進会議」の記者会見を開催いたします。

それでは、議長、よろしくお願いいたします。

宮内議長 お待たせいたしました。

ただいま、会議が終わりまして、今日も内部の打ち合わせということでございますので、非公表という形にさせていただきまして、御理解をいただきたいと思っております。

前回の会議から今日までの間に相当折衝が行われまして、前回、内部でこういう形で動いているという報告があったわけでありまして、その後の進展状況につきまして報告がございました。

特に問題になっております「市場化テスト」、それから、医療関係の「混合診療」、中医協の在り方ということにつきましてはハイレベルでの折衝等がございまして、御承知おきいただいておりますように、当会議と担当大臣の折衝、あるいは経済財政諮問会議での報告、議論というものの、更に、私ども会議を交えました大臣折衝が 2 度、それから、大臣同士の話し合いが 1 度というような形で話が動いているということで、最終決着をまだ見ておりませんが、最終段階に来ているという報告をさせていただいたわけでありまして、そういうことで、まだ決着がついておりませんので、ここで御報告を申し上げる段階ではございませんけれども、その他の問題点につきましても担当主査から御報告をいただき、意見交換をしたということでございます。

「混合診療」、中医協につきましては、引き続き調整を行うということでございますが、「市場化テスト」につきましては、モデル事業の選定という意味では、ハローワーク及び社保庁の一部業務につきまして、「市場化テスト」のモデルとして行えるということが我々として認められましたので、一応決着という形で参っております。

私からは、今のところ申し上げられるのは以上でございますので、あとは御質問にお答えするという形でさせていただければと思っております。

司会 それでは、質疑に移りますけれども、御質問される場合には社名とお名前を最初をお願いいたします。

それでは、御質問をどうぞ。

記者 朝日新聞の庄司といいます。

「混合診療」の件は、かなり閣僚折衝なんかでも煮詰まっておりますけれども、もう

一回、会議としてのスタンスを確認したいんですが、あくまでも一定水準以上の病院で包括的という部分は譲れないというふうにお考えなんでしょうか。

宮内議長 どこまで行かないと譲れないとかという問題もあるかも知れませんが、厚生労働省も我々の主張に対して相当真剣に対応していただいているということは事実だと私は思います。

しかし、乗り越えないといけないラインをまたいでいただけたかどうかということについては、まだ我々としてはなかなか確認できないところだと思いますが、現在の制度というものよりも、これは相当、国民にとりまして歓迎されるはずだという方向へ来ているということも事実なんです。

ただ、我々の申し上げている主張とは依然としてかなりの隔たりがある。ですから、私どものスタンスというのは、非常に前向きに考えていただいたということを是として、次のステップ、また来年度と再来年度と続けて、私どもの方向性に動いていただけるかどうかということが一つの鍵になるだろうと。

それから、もう一つは、厚労省の言うておられる前向きの考え方というものが本当に実行できるのかどうかと。

過去、当会議の前身の母体でございます総合規制改革会議、あるいは規制改革委員会の時代から厚労省と折衝して決着したことで実行されていないもの、ないしはこんな話ではなかったという形で実行されているというものが多々ございますので、前向きな考え方の実効性の担保ということをどういうふうにとらえるかというようなことも含めて、最後にここにおります皆様方と相談しなければいけないということであろうかというふうに思っております。

記者 今のお話だと、例えば、厚労省側はあくまでも個別の事由ごとという部分で、大本の考え方でまだ隔たりがありますけれども、どちらもやりようによっては答申の中で来年度の具体的施策の中に盛り込まれなくても、その先、もうちょっと厚労省の方でもいろいろ検討しますよ、というような言質が取れば構わないという考えですか。

宮内議長 そこまで安易には思っておりません。厚労省の前向きな考えがぎりぎりどこまで前向きなのかということをもっと確認しないとイケませんし、それから、それで「混合診療」問題は決着ということであれば、これは次がないわけありますから、これはなかなか受け入れられないんだらうと思います。

したがって、どういう形で次へのステップがあり得るかということも十分確認しないとイケないのではないかと、私はそのように思っております。

司会 ほかに、御質問ございませんか。

記者 毎日新聞の江藤です。

「市場化テスト」の方なんですけれども、モデル事業として社保庁とハローワークの一部事業がというお話がありましたけれども、そのほかのモデル事業の選定については、どのような進み具合なんでしょうか。

八代総括主査 ただいま、刑務所等の行刑施設、統計、アウトソーシングのようなものを詰めておりまして、行刑施設はある程度合意ができておりますが、ほかのものについてはまだ折衝中でございます。

記者 最初、11月の前だったと思うんですけれども、モデル化事業の募集が終わったときに幾つか民間からの反応がよかったということで10個ぐらいの事業ができればというようなことを目標に掲げられていたと思うんですけれども、その達成の見込みというのはどんな感じですか。

八代総括主査 そのときにも申しましたが、幾つというのはかなり分け方によるわけですし、例えば、ハローワーク関係でも正確に言いますと、言わば管理職等を対象とした「キャリア交流プラザ」、ヤングハローワークに対応する若年者向きのもの、能力開発事業である「アビリティガーデン」というふうに幾つもあるわけですので、問題は、やはりこういうハードコアのところを幾つ取れるかということで、それ以外のところは、先ほど言いましたアウトソーシングといってもかなりいろんなタイプのものがありますので、その意味では結果的にはハローワーク関係で1つ、社会保険庁関係で1つ、行刑施設、それから、あと幾つで、大項目では5個ということになっておりますが、細かく見れば10程度というのは維持できるのではないかと考えております。

やはり、あくまでもそこは中身ですので、全体の数というのは別にそれほど、当初思っていたものとは違ってないというふうに考えております。

記者 日経新聞の大内と申します。

「混合診療」なんですけれども、今後の進め方なんですけど、村上大臣は8合目まで来たとおっしゃって、かなり煮詰まってきたということをおっしゃっていましたがけれども、例えば、この2、3日じゅうに総理のところを持っていけるような形なのか。大体、いつごろまでに決着というふうにお考えでしょうか。

宮内議長 論点も相当はっきりしてきましたので、恐らく、今後数日が山なんだろうと思います。

記者 議長としては、今のところ、やはり総理のところを持っていくということを想定されているんですか。

宮内議長 それは、内容によりけりだと思います。本当にどうにもできなかった場合は、当然、総理に裁断をお願いするということになりますけれども、我々はそこまで行かなくてもきっちりまとめるというのが一番、本当はあるべき姿だとは思いますが、今のところはそんなところかと思えます。

司会 ほかに、御質問ございませんか。

記者 読売新聞の黒川です。

「市場化テスト」でお伺いしたいんですけれども、「市場化テスト」で一部の業務しか対象にならなくて、丸ごと対象にならないと官民の競争にならなくて、競争原理自体が導入されないのではないかと懸念もあると思うんですが、それとはいえ、スタートする

という意味もあると思うんですが、その辺りはどのようにお考えになりますでしょうか。

八代総括主査 丸ごとというのは、言わばハローワーク、あるいは社会保険庁事務所全体の公設民営という趣旨で、勿論、そういう民間事業者からの要望もあり、我々もそういうことも含めて検討はしたわけでありましてけれども、なかなかモデル事業としてはそれは非常に難しい。というのは、はっきり言ってまだ官民競争入札の仕組みということも十分できていない形でもありますし、ハローワークについてはよく言われるILO条約の問題、社会保険庁については一種の個人情報の問題とか、そういうさまざまな制約があって、現段階ではそれはあきらめたわけでありまして。

ただ、先ほど言いましたように、「キャリア交流プラザ」というハローワークの一部を取り出して、しかも従来型の就職支援業務だけではなくて、そこ自体がハローワークの求人情報を使って職業紹介をやるということです。これは実質的には失業認定を除いたハローワークの業務とかなりの程度が一致しているわけで、そういう実質的な面でハローワークのやっていることと十分対応できるような業務を民間事業者がこれで行えるようになったのではないかと。その意味で、広い意味での官民競争入札の状況が実現できたと思います。

一部の報道で、官が入札しないからおかしいのではないかとということでしたが、これは本来の「市場化テスト」の考え方とすればもっともなことだと思います。しかし、今回は何しろモデル事業でありますので、入札のプロセス自体が言わば法制化されていない。

そういう意味で、言わば官の不戦敗という形で特定の業務を明け渡していただいて、そこで民の事業所が活動する。他方で、それと全く同じ形態の官の事業所が依然として残っているわけですから、全体的に見て官と民が競争できるという状況は確保できたのではないかと考えています。そういうモデル事業について、固有のようなやり方を今回取ったということでもあります。

宮内議長 「混合診療」、中医協について、御担当の委員から一言ずつ。

草刈総括主査 さっき議長が言われたことに尽きますけれども、やはり我々、一定水準以上の技術を持つ病院の責任と、リスク体制というものと、患者さんの同意、選択がベースだということを言ってきたわけです。それで今、いろいろ交渉をさせていただいているわけですが、やはりその根っこの部分の考え方は必ずしもすり合っていないというふうに思います。

この前、自民党の部会か何かで代議士さんが言っておられたんですが、特定療養費制度を徹底してやれば「混合診療」になるんだろうというお話で、私はそのときは、それはちょっと思想が違うんだというふうに申し上げたんですが、要するに、究極の特定療養費制度が「混合診療」になるということも言えないではないんですけども、今年、それが非常に我々の主張が全部通った形での解決になるということは、どうしてもそう簡単にはいかないというのが、ここにいる諸先輩が今まで何年も御苦労をされているわけですから、当然、宿題は残ると私は思っています。

だから、それはまた来年やっていくという、その宿題の部分をできるだけクリアーに、

かつ小さくしていく作業を、今、一生懸命やっていただいて、あるいはやっているというふうに御理解をいただければと思います。

宮内議長 中医協で、何か一言を。

鈴木議長代理 中医協問題というのは、中医協という機関に余りにも多くの、ほとんどすべてですけれども、権限が集中し過ぎているということです。権限の集中は、腐敗を招くものです。それが今回の事件になってきたということですから、このまま放置して、今までのような権限集中を続ける限り、常にその可能性を秘めた問題だという認識があるのです。ですから、そういうところを是正したいという考えなのです。

厚生労働省は、厚生労働省でしっかり考えさせてほしいということを盛んに言うのですが、本当に、しっかり考えて、しっかり約束したとおりにやれるならば、私はそれでもよいと思うのですが、今までの経験によると、そういうふうに考えてやりたいという気持ちは、なるほど、そのときにはあったのだろうが、実行の段階になると、やはり特定の団体の圧力を根深く、根強く受けるのでしょうか。それに影響されるということが続出しておりました。例えば、レセプトの電算化は今年平成 16 年に 50%、平成 18 年に 70% と言っていたけれども、いまだに 12~13% ですから。

そのほか数え上げたら、保健者機能の強化というので、審査、支払いは、保険者と直接やるということは 2001 年に決めたことで、2002 年 3 月から実施する約束だったのが、一応やるということになって、しかも相当、形を変えてやるようになったのが 2002 年 12 月です。その間に内容もかなり変形しているという問題もあります。

また、医療関係の従事者の派遣労働の解禁についても同じで、医療の世界での問題として議論をしたはずですが、いつの間にやら福祉の世界の問題に切り替えてくる、など多くの実例があります。必ずしも厚生労働省に悪意があってとは私は思いませんが、そういう圧力が働いてくるということは否定すべくもない事実だということです。

私は、一生懸命に改革はやっていきたいという気持ちは疑おうとは思いません。しかし、それでは本当にできるのかということを考えたら、やはりもう少し違う発想をなさった方がよいのではないかという感じがしております。

記者 「混合診療」の方もそうなのですが、中医協の方もなかなか結論がまだまだ見えてこないようなところになっているかと思うんですけれども、答申を 12 月に一度まとめられるということだったと思うんですけれども、それによってその予定が遅れたりするということはあるんですか。

宮内議長 それはまだ決まっていないことですから、明日のことはわかりませんが、答申は出す予定ですし、何らかの決着ということをつけたいと思っています。

記者 例えば、今年中、12 月にということですか。

宮内議長 そうです。

司会 ほかに、御質問ございませんか。

なければ、以上で記者会見を終了します。ありがとうございました。

